

◆構造設備について（記載内容は無床診療所の基準です。有床診療所については、別途お問い合わせください。）

院内掲示義務（医療法第 14 条の 2）

次に掲げる事項を当該診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

- ①管理者氏名 ②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 ③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

清潔保持義務（医療法第 20 条）

清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

消防設備等（医療法施行規則第 16 条第 1 項第 16 号）

消火用の機械又は器具を備えること。

※医療法施行規則第 16 条に規定の構造設備基準の他、下記の主な指導基準に留意してください。

項目	主な指導基準
建物の構造概要及び平面図	(1)診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に明確に区画されていること。 【例】①診療所と居宅が併設されている場合 診療所と居宅の出入口がそれぞれ別であり、廊下等を共有することなく明確に区画されていること。 ②2階以上の建物で診療所と他の事務所が併設されている場合であって、診療所が複数階に渡り、なおかつ最上階に事務所がある場合。 診療所と事務所の出入口がそれぞれ別であり、なおかつ診療所の専用階段と事務所の専用階段とが別に設けられているなど、明確に区画されていること。 ③雑居ビル等の場合 ビルの階段、廊下等と診療所が明確に区画されていること。 他の施設との区画は、原則として天井までの壁等で仕切られていること。
	(2)医療機関の各施設は、原則として有機的な関係を有し、構造上の一体性を保つこと。 【例】雑居ビル等の複数回に渡って開設される場合 医療施設の専用経路（専用階段・エレベーター等）を確保すること。
	(3)内部構造は原則として必要な各室が独立していること。 【例】廊下と診察室の区画が判然としない構造でないこと。
	(4)各室の用途が明示されていること。
診察室・処置室	(1)プライバシー確保のため、診察室には患者が同時に複数入ることがないこと。
	(2)1室で多くの診療科を担当することは好ましくない。 小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。
	(3)他の室と明確に区画されていること。 【例】診察室・処置室等の衛生区域と待合・受付等の非衛生区域は明確に区画すること。 【例】診察室・処置室等が他の室への通路となるような構造でないこと。
	(4)診察室は、医師1人につき一室が望ましい。
	(5)給水設備を設けること。
歯科診療室	(1)他の室と明確に区画されていること。 【例】歯科診療室等の衛生区域と待合・受付等の非衛生区域は明確に区画すること。
歯科技工室	(1)防塵設備その他の必要な設備（防火設備、消火用機械・器具等）を設けること。 (2)その他、歯科技工所の構造設備基準に準じていること。 (3)診療所の患者以外の者のためにも歯科技工を行う場合には、歯科技工所として届出が必要であり、診療所と機能的・構造的に独立していること。
検査室	(1)臨床検査室は、他の室と明確に区画されていること。 (2)血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。 (3)各種検査（生理、画像、内視鏡など）を行う室が他の室の通路となるような構造でないこと。
その他	手術室及び準備室、エックス線診療室及び装置、調剤室等は、保健所にお問い合わせください。
建築確認について	新築物件での開設許可（届出）は、医療法施行規則第 16 条第 2 項の構造設備基準を満たしていることを確認するため、建築確認の後に行うこと。

※上記は、川崎市の主な指導基準です。

※構造設備により、この他による場合がありますので、事前に平面図でご相談ください。

<問い合わせ先> 川崎市健康福祉局保健所 医事・薬事課
TEL : 044-200-2494
E-mail : 40iziyak@city.kawasaki.jp